

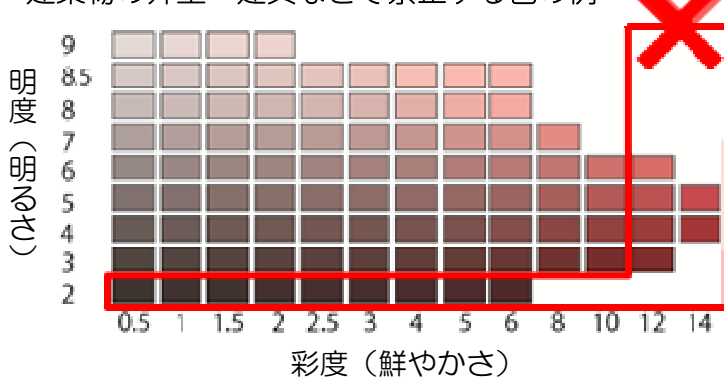
### 3 「柴又地域景観地区 運用基準」を作成しています

「柴又地域景観地区 運用基準」は、柴又地域景観地区や条例で定めるルールを図や写真を交えて分かりやすく示すことにより、区民・事業者・区が柴又地域の景観についてイメージを共有し、柴又の魅力ある景観づくりを円滑に進めていくことを目的としています。

柴又地域景観地区の策定（3月予定）と同時に活用できるよう、現在、作成作業を進めています。

<記載内容の一例>

建築物の外壁・建具などで禁止する色の例



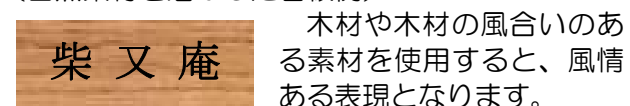
生垣や緑化を積極的に行い、周辺環境に配慮した例



#### 帝釈天参道沿道の広告物の推奨例

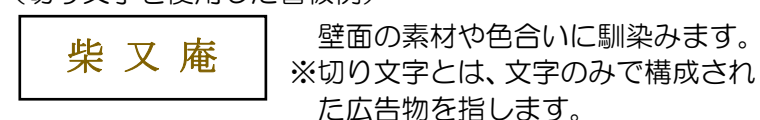
街並みに調和するような広告物の形態意匠となるように努めましょう。

(自然素材を活かした看板例)



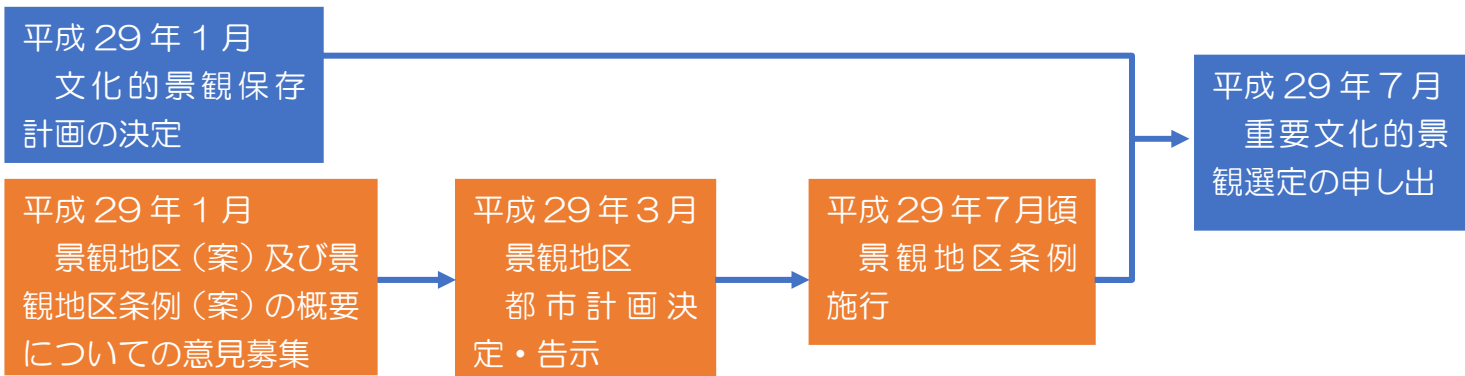
木材や木材の風合いのある素材を使用すると、風情ある表現となります。

(切り文字を使用した看板例)



壁面の素材や色合いに馴染みます。 ※切り文字とは、文字のみで構成された広告物を指します。

### 4 今後のスケジュール



柴又地域文化的景観に関する詳しい資料は、葛飾区郷土と天文の博物館ホームページでご覧になれます！

葛飾区郷土と天文の博物館ホームページ <http://www.museum.city.katsushika.lg.jp/>

お気付きの点や心配な点等ございましたら、お手数ですが、どんなことでも下記担当までお寄せください。

文化的景観保存計画に関すること  
葛飾区 郷土と天文の博物館 担当 石橋・谷口  
〒125-0063 葛飾区白鳥 3-25-1  
電話：03-3838-1101

保存するためのルール（都市計画）に関すること  
葛飾区 都市整備部 調整課 担当 目黒  
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1  
電話：03-5654-8372

### 柴又地域文化的景観を「風景の国宝に」

## 柴又地域文化的景観 まちづくりニュース

第2号  
平成29年1月  
発行：葛飾区

### 1 柴又地域文化的景観保存計画の概要

#### ●基本的な考え方●

柴又地域文化的景観の価値を保存・継承していくため、「調和の取れた土地利用」と「文化的景観の特徴を示す構成要素の保存と継承」に努めるとともに、地域の方々の「伝統的な生活・生業の継承と発展」を支援していくことを基本方針としています。

地域の方々とともに文化的景観の保存を進めるとともに、文化的景観の基盤をなす地域コミュニティの活動支援や協働を推進し、保存のための具体的な支援制度や文化的景観の価値、地域の魅力を高めるための整備を進めます。

#### ●柴又地域文化的景観を継承していくための3つの観点●

##### ①調和の取れた土地利用

帝釈天題経寺及び門前、国分道沿いにかけて広がる微高地等の市街地においては、今後も、現在の景観を継承する土地利用に、江戸川河川敷においては自然環境と調和した土地利用に努めます。

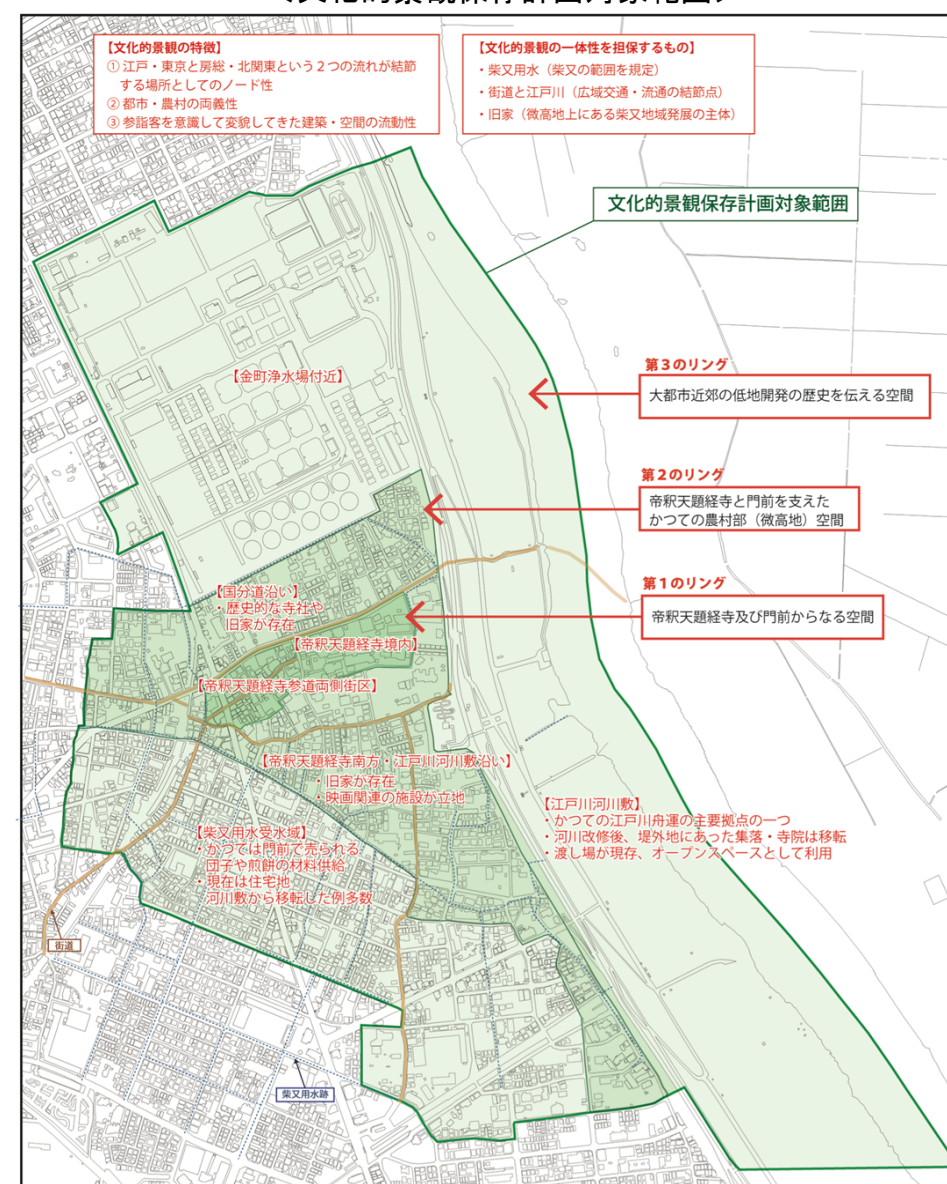
##### ②文化的景観の特徴を示す構成要素の保存と継承

街道や路地、店舗や旧家、用水（跡）、寺社など個々の物件の保存に努めるとともに、特に重要な構成要素として特定したものについては、必要に応じた修理・修景を行うなど、所有者等と協力し適切な保存管理を図っていきます。

##### ③伝統的な生活・生業の継承と発展

参道は、飲食店や土産物店などが軒を連ね、独特の賑わいのある空間が形成されるとともに、その周辺では旧家や農地が残されており、こうした伝統的な生活・生業の継承に関し、関係諸団体とも連携し、支援に努めます。

#### <文化的景観保存計画対象範囲>





●土地利用の方針●

柴又地域が、江戸川及び土手や河川敷、水路跡の緑道、社寺や旧家などの緑地景観をはじめとする自然環境が豊かな場所であるとともに住宅地としての側面も併せ持つことに鑑み、観光等との調和を図りながら保存に努めていくものとし、次の3点をポイントとして取り組んでいきます。



- ①参道及び江戸川土手から見る調和の取れた柴又の風景・街並みの保存
- ②参道店舗の底下の特徴的な販売形式による賑わいのある空間や、それらの店舗や庇が連続する独特の街並みなど、歴史的で情緒ある参道景観の保存
- ③参道・寺社・旧家・道・用水路・河川など、柴又の歴史を感じさせる調和の取れた街並み景観の保存

●重要な構成要素について●

文化的景観は、建築物、工作物、自然環境等様々なもの（構成要素）で構成されており、その中で特に重要なものを「重要な構成要素」といい、文化庁では「文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠（なもの）」としています。



重要な構成要素としての魅力や価値を継承していくためには、建物の外観等の現状を変更する場合、一定のルールに沿って対応していただく必要があります。

建物の改修・改装等を行う場合は、予め、区担当窓口にご相談いただき、所有者の皆様と一緒にその価値を承継できるような現状変更の方法を検討していきたいと考えております。

**※ 柴又地域文化的景観保存計画は1月中旬に決定する予定です。決定後、郷土と天文の博物館ホームページ等で公開します。**

## 2 景観地区（案）及び景観地区条例（案）の概要について 縦覧・意見募集をします

現在、区では、柴又地域文化的景観を保存、継承していくため、建築物の外観、形態意匠、色彩に関するルールを定めた「景観地区（案）」及び工作物のルールを定めた「景観地区条例（案）」を検討しています。

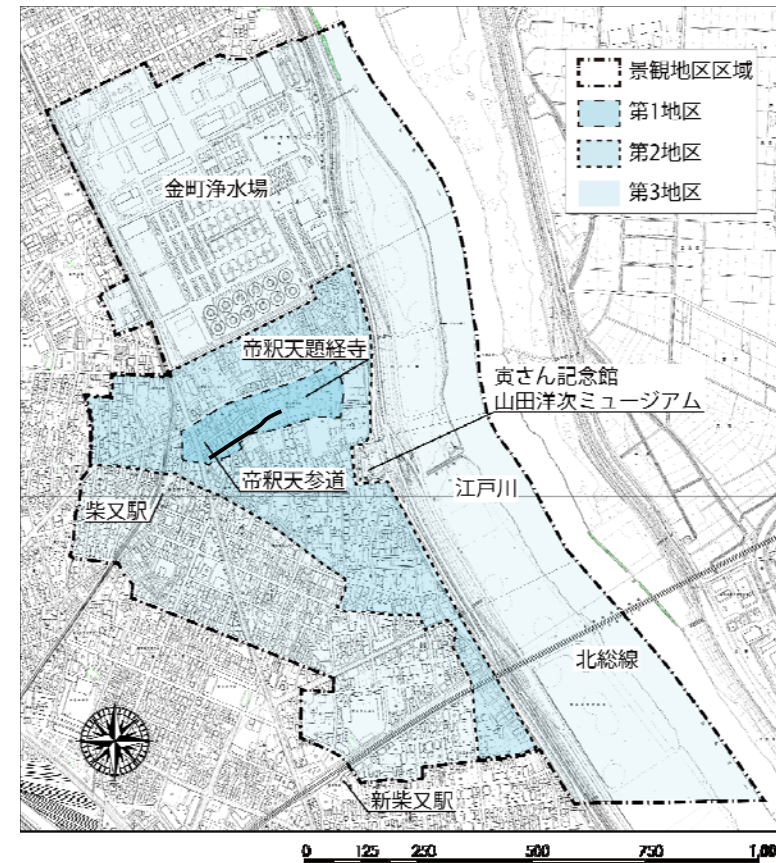
景観地区や条例が定められると、建築物や工作物の新築、増築等の外観の変更を行う場合は、ルールへの適合及び届出が必要となります。（計画が決まったからと言って、今建っているものなどをすぐに直してもらおうということではありません。今後、建築物や工作物の新築、増築等のときをお願いするものです。）

この度、景観地区（案）及び景観地区条例（案）の概要を取りまとめましたので、下記のとおり縦覧、意見募集を行いますので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

なお、景観地区（案）及び景観地区条例（案）の概要は、公告日より区ホームページからもご覧になれます。

【公告日】	平成29年1月16日（月）
【縦覧・意見書提出期間】	平成29年1月16日（月）～1月30日（月）
【意見書提出方法】	持参か郵送で、意見書（様式自由）に住所・氏名を書いて提出してください。
【縦覧場所・意見書提出先・担当課】	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所調整課（区役所3階301番） 電話 03（5654）8372

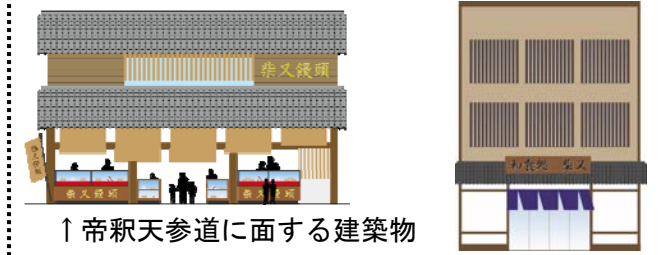
●景観地区及び景観地区条例の適用範囲●



●景観地区で定める事項●

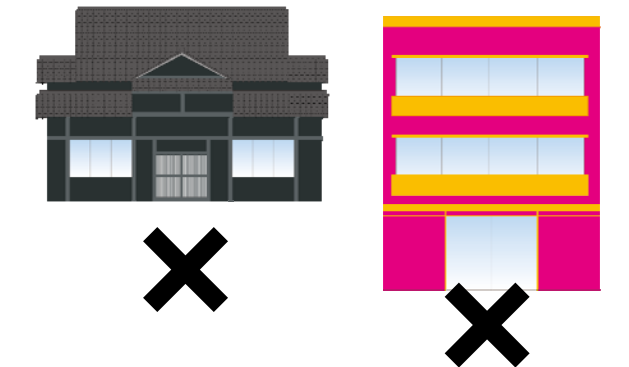
◎建築物に関する主なルール

- 【帝釈天境内の建築物】（第1地区）  
 遂溪園等の大樹に囲まれた緑豊かで開放的な景観の保全を図る。
- 【帝釈天参道に面する建築物】（第1地区）  
 建物の色彩は、既存の色彩を尊重するとともに、参道沿道建物で多く使用している淡い茶色系や灰色系の色を推奨する。



↑ 帝釈天参道に面する建築物（イメージ）→

- 【帝釈天境内及び帝釈天参道に面する建築物、以外の建築物】（第1～3地区）  
 周辺環境と調和したものとし、蛍光色のほか鮮やか過ぎる、暗過ぎる色は使用しない。

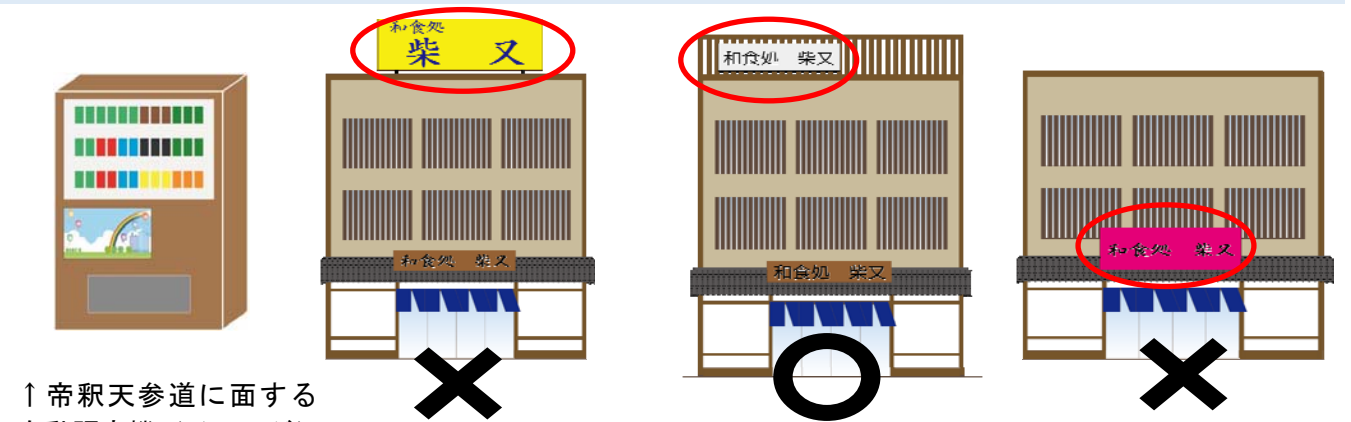


↑ 帝釈天境内及び帝釈天参道に面する建築物以外の建築物（イメージ）

●景観地区条例で定める事項●

◎工作物に関する主なルール（第1～3地区）

- 【自動販売機】  
 周辺の街並み景観の形成に配慮するとともに、帝釈天参道に面するものは、参道沿道の建築物の推奨色を推奨する。
- 【看板、広告板、広告物等】  
 江戸川の土手から見た柴又地域の風景や街並みを保全するため、
  - ・看板等の屋上への取り付けを禁止する。  
ただし、屋上手すりの高さを超えず、かつ、屋上手すりに設置するものはこの限りではない。
  - ・高輝度かつ激しい点滅をする照明を禁止する。
  - ・地の色が、鮮やか過ぎる色や蛍光色を禁止する。



↑ 帝釈天参道に面する自動販売機（イメージ）

↑ 看板、広告板、広告物の例（イメージ）